

大阪府松原市府有地等の活用に係る開発事業者公募 質問に対する回答 【5回目】 (令和6年10月30日)

No.	質問		回答
	要領のページ	該当項目 内容(原則、原文のまま掲載)	
1	5	1 (4) ① 擁壁の越境解消後、歩道は整備されると考えてよろしいでしょうか。	現地点で歩道を整備する予定はありません。
2	6	1 (4) ① 対象地周辺に通学路の指定がありましたらご教示ください。	ため池(新池)南側の堺市道中村野邊1号線は、堺市立北八下小学校の通学路に指定されています。 また、松原市の公立学校については、対象地周辺には通学路の指定はありませんが、近隣に小学校があるため、府道堺大和高田線及び府道大阪狭山線を工事車両が通行される際には、松原市教育委員会に連絡・協議をお願いいたします。
3	13	1 (5) 事業予定者決定後、投資委員会や取締役会の承認が下りなかったことを理由にペナルティ(申込保証金や契約保証金が返還されない、違約金を求められる等)なしで辞退することは可能でしょうか。	事業予定者決定後、協定書締結までの間に辞退される場合、ペナルティを科す予定はありませんが、事業予定者の辞退に伴い、再度、開発事業者の公募等を行う場合には、辞退した者の申込みを認めない可能性があります。 協定書締結後、売買契約締結までの間にお示しの事情で辞退される場合、事業予定者の責に帰すべき事由による解除と考えられますので、申込保証金、契約保証金を返還しません。
4	18	4 (1) 申込書類の提出方法は郵送のみとされていますが、持参による提出も認めていただけないでしょうか。	申込書類の持参による提出も可能とすることとし、公募要領における申込受付にかかる記載を変更のうえ公表します。